

## 2025 年度 STCW 条約及びコード包括的見直しに関する動向

(一財) 海技振興センター  
技術・研究部

## 1 背景

国際海事機関（IMO：International Maritime Organization）第104回海上安全委員会（MSC：Maritime Safety Committee）が2021年10月に開催され、欧州諸国等によってSTCW条約及びコードの包括的見直しが提案された。（文書MSC 104/15/5（Australia et al.））MSC 105（2022年4月）において審議された結果、第9回人的因子訓練当直小委員会（HTW：Sub-Committee on Human element, Training and Watchkeeping）に新規議題を設置の上、審議されることとなった。

## 2 目的と原則

HTW 9（2023年2月）ではSTCW条約及びコードの改正の目的及び原則について審議され、以下の目的と原則について合意し、MSC 107（2023年5～6月）にて承認された。

### 目的：

1978年STCW条約及び及びコードの包括的な見直しの目的は、同条約及びコードが以下のことを確実に果たすようにすることである：

- .1 船舶上で求められる職務を遂行する能力と適性を備えた船員を引き続き輩出すること；
- .2 船員の訓練及び資格認定に関する国際的に認められた基準、ならびに当直業務に関する基準を提供すること；
- .3 技術、規制、運航、及びその他の関連する業界の動向に対応し、適応すること；及び
- .4 調和のとれた一貫した実施を促進するような構成及び体系を有すること。

### 原則：

包括的見直しは、以下の要件を満たすべきである：

- .1 包括性を確保するため、条約及びコードのすべての規定を考慮すること；
- .2 訓練、資格認定及び当直に関する既存の最低基準を低下させないこと；
- .3 新規及び陳腐化した能力・技能、時代遅れの要件、及び不必要な重複に対処すること；
- .4 デジタル化及び新興技術の可能性、ならびにそれらが船舶及び船舶運航に与える影響に対処すること；
- .5 船員の教育、訓練及び資格認定におけるデジタル化及び新興技術の導入・活用がもたらす影響と可能性に対処すること；
- .6 不必要な行政上の負担の軽減を図るものとする；

- .7 条約及び規則内の不整合や解釈の相違に対処すること。これには、関連するIMO 機関によって既に発行された明確化も含まれる；
- .8 条約及びコード全体を通じて、一貫した用語及び分類体系の使用を図る；
- .9 SOLAS 条約（規則 V/14）により規制されている最低安全乗組員数については扱わない；
- .10 原則として、海上における人命及び財産の安全、保安、ならびに海洋環境の保護に関連する訓練について検討する；
- .11 本条約及び本規則が、船舶の運航、建造及び装備に関する IMO 基準と完全に整合していることを確保すること；
- .12 本条約及び本規則が、船員の訓練及び資格認定に関する基準を扱う唯一の IMO 文書であり続けることを確保すること；
- .13 教育、訓練及び資格認定の組織化及び構成に関する異なるアプローチ（訓練の実施形態を含む）を考慮すること；
- .14 本条約及び本規則に基づく実施状況の報告及び監視が、適切に透明性があり、堅固かつ動的であることを確保すること；
- .15 本条約及び本規則における船員の教育・訓練及び資格認定に関する基準が、可能な限り、異なる船種や航路間における船員の移動を促進することを確保すること；及び
- .16 船員の教育、訓練及び資格認定に関する要件の累積的な影響を考慮すること。

### 3 包括的見直しの対象分野

HTW 10（2024年2月）では包括的見直しの対象分野を審議し、22項目の内容を最終化した。

さらに、MSC 108（2024年6月）では証明書に関する不正行為に対処するための提案文書（MSC 108/16/3（バングラデシュ）、MSC 108/16/4（オーストリアほか））について審議され、不正証書の裏書きに関する問題について言及した文書 HTW 10/5（Japan, Panama and the Philippines）について検討された結果、不正証明書に対する認識、検知、情報共有及び訴追を強化するための措置を包括的見直しの検討対象に含めることとした。また、第2回船員に関する問題及び人的因子について対応するための ILO 及び IMO 合同作業部会（Joint ILO/IMO Tripartite Working Group (JTWG) to Identify and Address Seafarers' Issues and the Human Element : ILO/IMO JTWG-SIHE）では、提案文書 ILO/IMO JTWG-SIHE 2/3/1 について審議のうえ、当該文書では、暴力・ハラスメントに対処するため、STCW 規則 I/5（国内規定）において性的暴行が発生した場合の措置を講じることを義務付ける要件を盛り込むことを提案しており、検討の末、包括的見直しの対象分野に含めることとした。

包括的見直しの対象分野：
1 船舶及び船舶運航における新興技術
2 STCW に基づき発行される証明書を含む文書のデジタル化
3 教育・訓練における新興技術
4 シミュレータの使用を含む、船上、陸上及びワークショップでの技能訓練の円滑化、柔軟性及び質
5 新たな訓練要件の実施における柔軟性と効率性、及び事務負担の軽減
6 シミュレーションの利用を含む、新技術・新興技術に関連する航海期間または実務経験の要件
7 心理的安全性、いじめやハラスメント（SASH を含む）、ジェンダーの多様性及びジェンダーへの配慮
8 メンタルヘルス
9 21 世紀のスキルと対人スキル
10 不整合への対応
11 解釈の相違への対応
12 分類法及び用語への対応
13 証明書及び記載事項の有効期間更新における柔軟性
14 条約の実施状況の概要、特に STCW 「ホワイトリスト」の更新の必要性
15 得られた教訓
16 柔軟性
17 第 7 章に基づく代替認定
18 当直体制及び遵守すべき原則（第 8 章）
19 STCW と、IMO 及びその他の関連国際条約が船舶、船員、船主に課す要件との整合性
20 サイバーセキュリティ
21 実施及び経過措置
22 時代遅れの訓練要件への対応
23 証明書に関する不正行為に対する認識、検知、情報共有及び訴追を強化するための措置の検討
24 STCW 規則 I/5（国内規定）に、性的暴行が発生した場合の措置を講じることを義務付ける要件を盛り込むことに関する提案の検討

#### 4 改正審議方法

HTW 10 では改正審議の進め方を検討し、2 段階の検討方法に合意した。第 1 段階では、条約及びコードの見直し及び現行規定と運用上の乖離（ギャップ）の特定を実施

し、第2段階では第1段階の結果から条約及びコードの具体的な改正を審議することとした。

## 5 ギャップの特定

第1回 STCW 条約及びコード包括的見直しに関する会期間作業部会（ISWG-STCW：Intersessional Working Group on the Comprehensive Review of the STCW Convention and Code）（2024年10月）及びHTW 11（2025年2月）では、STCW 条約及びコードの見直しを実施し、現行規定と運用上の乖離（ギャップ）を特定する審議が行われた。HTW 11にてギャップの特定を最終化し、500件以上のギャップが特定された。見直しの対象範囲については、条約の本文自体も対象とすべきか議論されたところ、文書 HTW 10/6/3 (Islamic Republic of Iran) も指摘しているとおり、条約第12条（改正）において条文と附属書・コードの改正の発効方法が異なることから様々な潜在的課題を生じる可能性があり、対処方法について議論した結果、条文において特定されたギャップに対して条文自体を改正することを避け、代わりに条約の附属書及びコードの関連部分を改正することで対応することに合意した。

### STCW 条約と附属書・コードの改正の概要比較：

条文の改正（明示的受諾：Explicit Acceptance）：締約国の3分の2が受諾した後に発効されるため、発効日を事前に確定できない。受諾国にのみ適用される。

附属書・コード（黙示的受諾：Tacit Acceptance）：事前に確定した日付に全締約国に一斉発効される。（原則、改正が締約国に送付された日から2年後）

上記のとおり、条文と附属書及びコードの改正方法が異なることから、条文を改正した場合、以下のような可能性が生じる。

- 一斉発効が不可能：条文改正は受諾国にのみ適用されるため、全締約国が同時に同じ基準に移行できない。
- 二重基準の発生：条文改正を受諾した国とそうでない国で、適合性確認の基準が二分される（=2つのSTCW条約が存在することとなる）
- 条文と規則の不整合リスク：条文改正と附属書改正が異なる日付で発効した場合、定義の重複や欠落が生じる可能性

## 6 国内における検討体制（STCW 条約包括的見直し検討部会）

MSC 110（2025年6月）ではHTW 11で最終化されたギャップが承認され、HTW 12（2026年2月）より第2段階に移行し、本格的な改正審議が開始された。国からの要請を受け、わが国がIMOにおいて条約改正の審議を主導すべく、条約改正の具体的

な検討を目的として船員教育者を中心に構成する STCW 条約包括的見直し検討部会を 2025 年度より設置した。本検討部会において検討された内容は、上位委員会として設置している HTW 調査検討に関する専門委員会においても検討される。

## 7 第 2 章及び第 3 章に関する改正審議

HTW 12（2026 年 2 月）より具体的な改正案の審議が開始された。HTW 12 には、第 2 章及び第 3 章の改正に関する提案文書が各国及び関係団体から寄せられ、164 件もの提案文書が提出されるという異例の事態となった。日本からは共同提案含め計 6 本の提案文書を提出した。

HTW 12 及び翌週に開催された ISWG-STCW 2（2026 年 3 月）では、多くの国から提案が寄せられた、航海士又は機関士として従事するための最初の証明書（海技免状）を取得するために求められる海上航行業務（乗船履歴）のシミュレータ訓練による履歴代替、メンタルヘルス、サイバーセキュリティ、暴力及びハラスメント、バラスト水管理の能力要件に特化して、方針及び改正案について議論した。

### HTW 12 に提出した日本の提案文書：

- HTW 12/6/120(Japan)：海上航行業務のシミュレータ訓練による代替に関する提案
- HTW 12/6/121(Japan, Norway and Singapore)：バラスト水管理条約に関する能力の改正案
- HTW 12/6/122(Japan, Norway and Singapore)：いじめ暴力約に関する能力の改正案
- HTW 12/6/123(Japan)：500GT 未満の船舶で沿岸航海以外に従事する船舶の航海当直士官及び船長の資格証明要件を明確化するための改正案
- HTW 12/6/124(Japan and Singapore)：能力要件に関する記述の一貫性を確保するための改正案
- HTW 12/6/125(Japan)：A-III/6（電気技士）の能力基準の要件に関する記載の見直しに関する改正案

### ① 最初の証明書を取得するために求められる海上航行業務のシミュレータ訓練による海上航行業務の代替

現行規定において、航海士として最初の証明書を取得するためには、II/1 規則に規定されているとおり、承認された計画訓練において 12 月の海上航行業務（例：（独）海技教育機構における乗船実習、社船実習）もしくは承認された訓練計画外において 36 月の海上航行業務（例：船社に直接船員として雇用され、乗船する）が求められているところ、ギャップ特定においてシミュレータ訓練による海

上航行業務の代替を可能とする提案が出された。シミュレータ訓練による代替は、STCW 条約本文第 9 条（同等と認められる教育及び訓練の制度）に基づき、英国、米国、オランダによって実施されている一方、国内独自でシミュレータ訓練による履歴代替を認めている国も存在することが当センターの調査で確認された。

HTW 12 及び ISWG-STCW 2 において審議した結果、シミュレータ訓練による海上航行業務の代替は、II/1 規則で規定されている運用水準の甲板部職員（航海士）、III/1 規則で規定されている運用水準の機関部職員（機関士）、III/6 規則で規定されている電気技師の証明書を取得するために求められる 12 月の承認された訓練プログラムまたは訓練プログラム外の 36 月の海上航行業務に対して、3 月上限にシミュレータ訓練による履歴代替を可能とすることを原則として合意した。なお、シミュレータ訓練による代替は任意のものとされた。

シミュレータの基準、教官の資格要件、履歴の換算比率等シミュレータ訓練実施に伴う詳細は第 1 章改正の審議内で議論することが見込まれている。

② メンタルヘルス・心理的安全・ジェンダー及び文化的多様性

船内における様々な心理的課題等に対処する必要性がギャップとして合意されたところ、HTW 12 及び ISWG-STCW 2 での審議の結果、メンタルヘルス・心理的安全・ジェンダー及び文化的多様性に対応するための能力要件については、STCW A コードに規定されている既存の能力要件の枠内で新たな KUP（知識・理解・技能：Knowledge, Understanding and Proficiency）を策定することに合意した。新 KUP の適用対象は II/2 規則、III/2 規則で規定されている管理水準（船長・一等航海士及び機関長・一等機関士）とし、運用水準（管理水準以外の船員）については提案文書が提出されなかったことから HTW 12 及び ISWG-STCW 2 では検討しないこととした。

追加された KUP (A-II/2, A-III/2) :			
職務細目：管理水準における船舶の運航管理及び船内にある者の保護			
能力	知識・理解及び技能	能力の証明方法	能力評価の基準
リーダーシップと管理技能の使用	メンタルヘルス、感情面や心理面の問題に関する知識と理解、及び適切な対応と支援を通じた現場での管理	...	行動面、感情面、身体面の変化など、メンタルヘルスの兆候を見極める

	ジェンダー及び文化的配慮に関する知識と理解		利用可能な助言を正しく適用し、十分に活用するために講じた措置と従った手順  性別や文化の違いが、職場や生活環境、コミュニケーション、チームワークにどのような影響を与えるかを見極めること
--	-----------------------	--	----------------------------------------------------------------------------------------------------

### ③ サイバーセキュリティ

技術革新が進み、船内の搭載機器も外部との通信を通じてサイバーリスクが増加したことにより、当該ギャップについて検討することが合意されたところ、HTW 12 及び ISWG-STCW 2 での審議の結果、サイバーセキュリティに対応するための能力要件について、新たな能力要件を策定することに合意した。詳細なサイバーリスク管理は ISM コードが担うべきとの観点から、STCW 改正の内容は汎用的な規定にとどめることとした。適用対象は、II/1 規則、II/3 規則、III/1 規則、III/6 規則で規定されている運用水準の職員のみとし、管理レベルへの適用は行わないこととした。

追加された KUP (A-II/1、A-II/3、A-III/1、A-III/6) :			
職務細目：運用水準における船舶の運航管理及び船内にある者の保護			
能力	知識・理解及び技能	能力の証明方法	能力評価の基準
海事サイバーセキュリティへの意識を維持する	一般的な海事サイバーリスク及びその潜在的な影響（船舶の安全・保安との関連性を含む）に関する知識と理解  サイバーセキュリティ手順及びサイバーハイジーンに関するベストプラクティスに関する知識と、	[以下のいずれか一つ以上から得られた評価資料： .1 認定された訓練 .2 認定された実務経験 .3 認定されたシミュレータ訓練 .4 認定された実験装置を用いた訓練]	サイバーリスクから守るための手順や業務慣行は、常に遵守されている

	<p>船上での日常業務におけるその活用。</p> <p>以下の能力：</p> <p>.1 サイバーセキュリティインシデントを検知し、船舶のシステムや機器に対する干渉や侵害の兆候を認識すること</p> <p>.2 サイバーセキュリティインシデントに対応し、船内手順を適用すること</p>	<p>※能力の証明方法は今後検討される</p>	
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------	--

#### ④ 暴力及びハラスメント

決議書 MSC.560(108)のとおり、STCW コード A-VI/1（全ての船員に対する安全に関して精通するための訓練並びに、基本訓練及び教育のための最小限の要件）に船上における暴力・ハラスメントの防止に関する能力要件を追加する改正が採択され、2026年1月1日より発効されている。

一方、STCW コード A-VI/1 に規定された内容とは別に、第2章及び第3章で追加すべき能力要件を HTW 12 及び ISWG-STCW 2 で審議した結果、II/1 規則、II/2 規則、II/3 規則、III/1 規則、III/2 規則、III/6 規則に規定される管理水準及び運用水準の職員双方に追加訓練が必要との認識で合意し、既存の能力要件の枠内で新たな KUP を策定することに合意した。支援水準の職員については、既存の規定 STCW コード A-VI/1.2 に関連規定が含まれることから、追加 KUP の策定は不要と合意した。

追加された KUP (A-II/1、A-II/3、A-III/1、A-III/6)：			
職務細目：運用水準における船舶の運航管理及び船内にある者の保護			
能力	知識・理解及び技能	能力の証明方法	能力評価の基準
リーダーシップとチームワーク技能の適用	暴力及びハラスメント（セクシャルハラスメント、いじめ、性的暴行を含む）に関する知識：	...	船内での暴力やハラスメントの防止・対応策及び関連する報告方法について理解している

	.1 船内における暴力及びハラスメントの防止		
	.2 船内における暴力及びハラスメントへの対応		
	.3 報告方法		

追加された KUP (A-II/2、A-III/2) :			
職務細目：管理水準における船舶の運航管理及び船内にある者の保護			
能力	知識・理解及び技能	能力の証明方法	能力評価の基準
リーダーシップと管理技能の使用	暴力及びハラスメント（セクシャルハラスメント、いじめ、性的暴行を含む）について、以下の措置を講じるための知識と能力：  .1 船内における暴力及びハラスメントを防止すること  .2 船内における暴力及びハラスメントに対応すること  .3 効果的な通報手段を整備すること	...	船内における暴力やハラスメントの防止・対応策及び関連する報告方法は、効果的に実施されている

また、船上において訓練を受ける船員候補生が船上での訓練、健康、安全に関する重大な懸念（セクシャルハラスメント、いじめ、性的暴行を含む暴力やハラスメントに関する懸念を含む）を相談するための陸上連絡担当者を設置するための提案について、HTW 12 及び ISWG-STCW 2 で審議した結果、STCW コード B-I/6 節（訓練及

び評価に関する指針) で対応することが適切であると合意し、HTW 13 (2027年2月) に関連する改正案を提出するように案内された。

⑤ バラスト水管理

バラスト水規制管理条約 (BWM 条約) 附属書 B-6 規則 (職員及び乗組員の任務) において、職員及び乗組員は各船舶のバラスト水管理について精通することが求められている。一方、STCW 条約では I/14 規則 (会社の責任) では、会社の船舶における全ての配置、設備、装置、手順及び船舶の特徴に精通すべき旨規定されていることから、その習熟訓練を通じてバラスト水管理について職員及び乗組員に精通するように対応しているところ、今回の包括的見直しにおいてギャップとしてバラスト水管理に関する能力を検討することに合意した。

HTW 12 及び ISWG-STCW 2 での審議の結果、II/1 規則、II/2 規則、II/3 規則、III/1 規則、III/2 規則、III/6 規則に規定される管理水準及び運用水準の職員双方を対象に既存の能力要件内でバラスト水管理に関する新たな KUP を追加または既存 KUP を改正することで対応することに合意した。内容は BWM 条約の基礎知識と未処理バラスト水排出の影響を盛り込むものとし、バラスト水管理システム (BWMS) の詳細な操作手順については、承認されたバラスト水管理計画 (BWMP) 及び船内における習熟訓練に委ねることとして、過度に詳細な規定は避けることとした。

追加された KUP (A-II/1、A-II/3) :			
職務細目 : 運用水準における船舶の運航管理及び船内にある者の保護			
能力	知識・理解及び技能	能力の証明方法	能力評価の基準
汚染防止要件の順守の確保	バラスト水交換が環境に与える影響に関する知識	...	船内モニタリング操作と MARPOL 及び BWM 条約の要件の順守の確保手順を完全に遵守すること

追加された KUP (A-II/2) :			
職務細目 : 管理水準における船舶の運航管理及び船内にある者の保護			
能力	知識・理解及び技能	能力の証明方法	能力評価の基準
海上における人命の安全確保と海洋環境の保護のため	国際協定及び条約で定められている国際海事法に関する知識	...	...

<p>の法的要件と手段に応じた監視と管理</p>	<p>特に、次の事項に注意を払わなければならない</p> <p>...</p> <p>.4 改正された船舶からの汚染の防止に関する国際条約に基づく責任</p> <p>.4bis 2004 年船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理に関する国際条約に基づく責任</p>		
--------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

追加された KUP (A-III/1) :			
職務細目：運用水準における船用機関技術			
能力	知識・理解及び技能	能力の証明方法	能力評価の基準
燃料、潤滑、バラストその他のポンプシステム及び関連の制御システムの運転操作	バラスト水管理システムの操作	...	...
職務細目：運用水準における船舶の運航管理及び船内にある者の保護			
汚染防止要件の順守の確保	バラスト水交換が環境に与える影響に関する知識	...	船内モニタリング操作と MARPOL 及び BWM 条約の要件の順守の確保手順を完全に遵守すること

追加された KUP (A-III/2) :			
職務細目：管理水準における船用機関技術			
能力	知識・理解及び技能	能力の証明方法	能力評価の基準

燃料、潤滑油及びバラスト操作の管理	機器（ポンプ、配管系及びバラスト水管理システムを含む。）の運転と保守	...	...
職務細目：管理水準における船舶の運航管理及び船内にある者の保護			
海上における人命の安全確保と海洋環境の保護のための法的要件と手段に応じた監視と管理	<p>国際協定及び条約で定められている国際海事法に関する知識</p> <p>特に、次の事項に注意を払わなければならない</p> <p>...</p> <p>.4 改正された船舶からの汚染の防止に関する国際条約に基づく責任</p> <p>.4bis 2004年船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理に関する国際条約に基づく責任</p>	...	...

追加された KUP (A-III/6) :			
職務細目：運用水準における船舶の運航管理及び船内にある者の保護			
能力	知識・理解及び技能	能力の証明方法	能力評価の基準
汚染防止要件の順守の確保	バラスト水交換が環境に与える影響に関する知識	...	船内作業の監視手続き及び汚染防止 MARPOL 及び BWM 条約の要件が完全に遵守されること

## 8 作業計画

ISWG-STCW 2 において、以下のとおり包括的見直しに関する作業計画を更新した。

